

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	フタバ産業株式会社
【英訳名】	FUTABA INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 三島 康博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	愛知県岡崎市橋目町字御茶屋1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長三島康博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行うこととした。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、計画段階の金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社12社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定した。なお、連結子会社6社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めなかった。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

なお、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、当連結会計年度において過年度の不適切な会計処理と不正な金融支援が発覚したことにより、上述の方針に基づいて必要と認められた評価対象範囲について、当社の評価を終了することができなかった。

3 【評価結果に関する事項】

平成20年12月に実施した過年度決算訂正に関して、平成20年10月から平成21年3月にかけて社内調査委員会及び社外調査委員会によって調査が行われた結果、不適切な会計処理の内容及びその原因として、当社の全社的な内部統制及び金型・設備に係る棚卸資産、固定資産の業務プロセスにおいて、重要な欠陥を示唆する不備が特定された。さらに、平成21年5月に公表された、持分法適用会社に対する不正な金融支援に係る特別調査委員会の調査の結果、当該金融支援に関与した当社並びに連結子会社2社の全社的な内部統制及び資金プロセス、持分法適用会社の全社的な内部統制に重要な欠陥を示唆する不備が特定された。これに伴い、当社は、当初の計画段階において評価範囲に選定していなかった当社の固定資産プロセス、当社及び連結子会社2社の資金プロセス、不正な金融支援に関与した連結子会社及び持分法適用会社各1社の全社的な内部統制について、新たに評価範囲に追加することが適切であると判断したが、関連する社内・社外の調査の実施と調査報告書の公表が期末日前後になったため、新たに評価することが適切であると判断した内部統制の評価手続を実施することができなかった。

また、当社は、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出や税務当局に対する対応、その他社内調査等に、優先的に注力してきており、当初の計画段階において評価範囲に含めていた当社の販売、購買、在庫、決算財務報告プロセスについても、評価手続の一部を実施することができなかった。

従って、当社は、上記の重要な評価手続が実施できなかったため、評価対象とした平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の全ての重要な欠陥を特定するには至らず、最終的な評価結果を表明することができない。

なお、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、以下に記載する全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制、業務プロセスに係る内部統制の不備を識別した。これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効とは言えないが、評価対象の内部統制について必要な手続をすべて実施した場合には内部統制の他の不備が識別され重要な欠陥を特定した可能性がある。なお、特定された重要な欠陥は、以下の是正計画に従い早期是正に向け取り組んでいるが、その特定並びに是正計画の策定が、事業年度末日前後になったため、是正措置の完了には至っていない。

1)全社的な内部統制

	重要な欠陥の内容	是正計画に従った取組み状況
1	当社、一部の連結子会社及び持分法適用会社において、法令遵守や社内ルール遵守、その他のコンプライアンスに対する意識が低かったため、過年度に亘る会計事実とは乖離した決算、持分法適用会社に対する不正な金融支援等を引き起こした。	当社が掲げる経営理念としての「企業憲章」、社員が業務を誠実にそして高い倫理観をもって行動するためのよりどころとなる「社員行動憲章」の教育を継続的に行い、取締役及び社員一人ひとりへの浸透を図り、ルールを徹底する意識を高め、企業風土の是正に努めている。
2	財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応の実施が十分でなかったため、財務報告に係る誤謬リスク、不正リスクが顕在化した。	各部門において想定されるリスクの認識、評価、対応を継続的に行い、その実効性を担保するために、平成21年3月にリスク委員会の再編強化並びに内部統制推進室の強化を行っている。
3	社内の部門間でのコミュニケーション不足、社内に問題があっても指摘しにくい慣行等、情報の風通しの悪い企業風土があったため、認識されていた業務プロセスに係る内部統制上の問題点も適時に報告されなかった。	リスク委員会など部門横断的なプロジェクトのための会議体の新設・見直しを行い、問題認識の共有化と改善に向けた取り組みを行えるよう体制を整備している。また、取締役と部課長クラスとの双方向コミュニケーションを図る場所として総合連絡会を月1回開催し、誰でも自由に意見を言える場所を提供し、風通しのよい職場づくりに努めている。さらに、内部通報制度を整備し、平成20年12月1日より、外部弁護士事務所へのヘルプラインを確保し、その内容を定期的に取り締り会へ報告する体制を整備している。
4	当社の業容拡大とともに経理部門では業務負荷が増大していたが、これに対応する適切な人材確保・配置が行われなかったため、経理部門の内部統制は十分機能しなかった。また、同様に監査室においても人材不足から独立的評価としてのモニタリングを十分に実施できる体制になっていなかった。	過年度決算訂正後において、採用やローテーションなどにより経理部門の人員を3名増員した。さらに、平成21年度においては、5名の増員を計画している。また、外部講師による、会計・財務研修を実施し財務能力向上に努めることとしている。独立的評価機能としての監査室の強化を図るため、人員を平成20年12月より、専任2名、兼務2名の体制から、専任7名に増員し、過年度訂正に起因する内部統制の是正措置のモニタリングを中心に取り組んでいる。
5	業務の実情に合致した様式で規程や業務手順書が制定されていなかったため、ルールがあいまいなまま業務が実施され、適切な統制活動が十分に機能しなかった。	規程や業務手順を明確化した手順書を作成・改廃し、各業務活動、統制活動がこれらのルールに従って実施されていることを、日常的なモニタリングの中で監視していく体制を整備している。
6	取締役会において財務報告とその内部統制に関する情報提供が十分でなかったため、取締役会及び監査役による経営者の監督・監視が適切に機能していなかった。	取締役会付議事項を明確にし、特に月次決算等経営管理資料はその内容をより詳細なものとし、経営会議において十分に事前審議検討したうえで取締役会に付議する体制を整備している。また、稟議決裁規程の改訂により、取締役決裁が必要な事項を明確にし、経営者を監督・監視するに足る十分な情報を提供する体制としている。
7	当社の権限や職責の分担が適切でなく、経理担当役員に権限が集中していたため、また、関係会社を対象とした当社のグループ統制が十分機能していなかったため、連結グループを巻き込んだ不正な金融支援が実施された。	組織及び業務分掌規程、職務権限規程見直しに仕組み、不正を事前に防止する職務分掌を確立するとともに、関係会社管理規程、連結グループアカウンティングポリシー等を整備し、グループ統制手続の強化に努める予定である。

2) 全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制

	重要な欠陥の内容	是正計画に従った取組み状況
1	適切な財務報告作成能力をもった人材が配置されていない連結子会社があり、その結果、独立監査人から幾つかの会計処理の修正を求められた。	連結子会社経理担当者への教育・研修の充実に努める。また、当社においても、月次、四半期、期末での連結子会社財務報告の管理・分析(増減分析等)を行うことで事前に異常点を発見し、会計処理の誤りを修正できる体制を整備運用する。
2	連結財務諸表作成時のチェック体制が十分整備運用されていなかったため、独立監査人の指摘により、幾つかの修正を行うこととなった。	連結財務諸表作成過程において、担当者による分析チェック体制、上席者によるレビューチェック体制を整備運用する。
3	当社の非経常的な会計処理は、十分な証拠となる適切な文書の裏づけが必要となる体制になっていなかったため、関連会社への不正な金融支援が、試験研究費等として処理されてしまった。また、一部の連結子会社においても当該体制が整備されていなかった。	非経常的な会計処理は、十分な証拠となる適切な文書の裏づけを必要とし、当該処理は上席者が起票元文書を検証のうえ承認する体制を整備運用する。

3) 業務プロセスに係る内部統制

	重要な欠陥の内容	是正計画に従った取組み状況
1	当社の建設仮勘定、当社及び一部の連結子会社の仕掛品に計上された金型・設備・検具について、量産開始情報、廃棄決定情報及び売上情報が正確に把握できる体制が整備・運用されていなかったため、本勘定及び売上原価等への多額の振替もれが発生した。	金型・設備・検具の個別管理のために、各オーダー 設定要領を制定・改訂し、オーダー による個別管理を実施し、高橋工場金型設備検具製造部門から経理部及び関連部署へ量産開始情報、廃棄決定情報及び出荷情報が適時に伝達されるように、「完成報告要領」、「量産前及び出荷前金型設備検具廃却処理要領」等を制定・改訂し、完成報告書、金型設備検具廃却処理報告書等による報告体制を整備している。 また、経理部において、担当者が滞留明細を作成し、上席者が定期的にチェックすることにより、本勘定及び売上原価勘定等への振替処理漏れを防止する体制を整備している。
2	金型・設備・検具の試運転用材料等を、実績に基づき正確に漏れなく集計する体制が十分整備運用されていなかったため、合理性に欠ける見積りにより資産計上されていた。	「金型試しトライ費用集計要領」、「据付調整費集計要領」を制定し、材料費は納品書、労務費は作業日報等に基づいて計算を行い、集計表を利用して、金型・設備のオーダーナンバーごとに個別に正確な実績原価集計が可能な体制を整備している。
3	当社は、金型・設備・検具の個別原価計算に関連するデータの処理について、スプレッドシートを利用しているが、当該スプレッドシートに関連して、アクセス統制等が不十分であり、計算結果の妥当性の検証等を実施していなかったため、振替原価誤りが発生した。	金型・設備・検具の個別原価計算に係るスプレッドシートについて、不正なアクセスを防止し、適切な財務報告基礎データが算出されるよう計算結果の妥当性を検証できる体制を整備する。
4	当社及び一部の連結子会社の経理部における支払に係る証憑類及び決裁書類の確認、手形・小切手等の管理体制、印鑑管理体制が不十分であったため、不正な金融支援が行われた。	当社の経理部は出金にあたり、証憑類及び決裁手続の確認を徹底する。手形・小切手の振出にあたっては、その作成、連番の管理、銀行印の押印を、それぞれ担当者、資金担当課長、経理部長で職務分掌する体制とする。また、印鑑管理体制も見直し、銀行印と実印は、それぞれ経理部及び総務部が管理することとする。連結子会社においても、同様に出金時の証憑類及び決裁手続の確認の徹底等資金拠出時のチェック体制を強化する。

当社は、上記に記載した内部統制の不備が関連する取引データについて原始証憑等と再照合する等調査を実施し、必要な修正は連結財務諸表にすべて反映している。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

1) 過年度決算訂正の経緯

平成20年9月26日、当社の会計監査人であるあずさ監査法人から仕掛品及び建設仮勘定の残高の内容の調査依頼を受け、概括的な調査を実施した結果、建設仮勘定から本勘定に振替を行うべき金型の振替もれ並びに減価償却計算の未実施や仕掛品在庫の中に、海外子会社等に売上を計上したにもかかわらず、売上原価に振替が行われていない金型・設備・検具が含まれていることが判明した。

これについて、過年度決算につき訂正の必要性の検討をすべく、実態を調査するために平成20年10月3日に社内調査委員会を発足した。

また、社内調査委員会が実施した原因究明と再発防止策については、当社と利害関係を有しない外部委員からなる社外調査委員会の検証を受けて、その正当性を確保すべきと判断し、社外調査委員会を平成20年10月24日に設置した。

当社は、過年度決算訂正に係る影響額を確定後、平成20年12月25日に平成16年3月期から平成21年3月期第1四半期の有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出した。また、これらの訂正につき、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を平成21年4月3日に東京証券取引所に提出した。

さらに当社は、過年度決算訂正に関するその後の調査の過程で、当社持分法適用会社に対する不正な金融支援の可能性を認識したため、平成21年4月2日に特別調査委員会を発足し、平成21年5月14日にその調査結果についても公表した。これを受けて、当社は、平成21年6月16日に平成18年3月期から平成21年3月期第3四半期の有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出した。

2) 報告書の公表

現時点までに過年度決算訂正及びその後の調査に関連して公表した報告書の名称、公表日等は以下の通りである。

報告書名	作成者	公表日
社内調査委員会調査報告書（要約）	当社社内調査委員会	平成21年3月10日
フタバ産業株式会社過年度決算訂正調査報告書（要約）	社外調査委員会	同上
改善報告書	当社（フタバ産業）	平成21年4月3日
調査報告書	特別調査委員会	平成21年5月14日

以上